

第2号様式（表面）（別添4の4.1.関係）

第
令和 年 月 日
号

東邦車輛株式会社 殿

改造概要等説明書(改造自動車審査結果通知書)

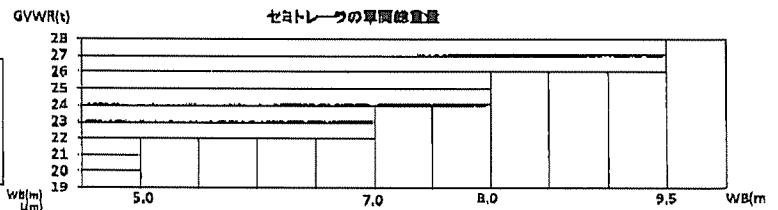
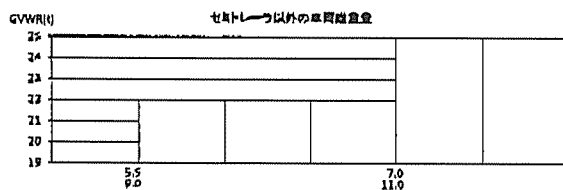
〔指示事項〕

主要諸元比較表

標準車輛の類別等を記載する。 (0762)

項 目	標準車	改造車	基準・限度	項 目	標準車	改造車	基準・限度
車 名	東 邦	←		乗 車 定 員 人	-	-	
型 式	TF36H2C3改	←		最大積載量 kg	27400[6200]	27500[6500]	
自動車の種類	普通	←		車 両 総 重 量 kg	前前軸重	11200[5510]	11375[5740] - [9070] (13180 kg)
用途	貨物	←			後前軸重	8270[-]	8205[-] ≤10t [-] (9560 kg)
車体の形状	バンセミトラ	←			後中軸重	8265[-]	8210[-] ≤10t [-] (9560 kg)
燃料の種類	-	-			後後軸重	8265[9290]	8210[9260] ≤10t [10930] (9560 kg)
原動機型式	-	-			計	36000[14800]	36000[15000] ≤36t [17680] (41840 kg)
総排気量(L)又は定格出力(kW)	-	-		最大安定傾斜角度°	左	45[45] (計算値)	※ 45[44] (計算値) 一般 ≥35° その他 ≥30°
長 さ m	12.965 (11.990)	←	≤13m	タイヤ サイズ	右	45[45] (計算値)	※ 45[44] (計算値)
幅 m	2.495	←	≤2.5m		前前軸	-	-
高 さ m	3.775	←	≤3.8m		後前軸	11R22.5 -14PR	← [-] (10000 kg)
軸 距 m	7,090+1,360 +1,360 =9,810[9,810]	←			後中軸	11R22.5 -14PR	← [-] (10000 kg)
	前前輪	-			後後軸	11R22.5 -14PR	← (10000 kg)
	後前輪	1.850[-]	←		前輪荷重 割 合	空 車 - 積 車 -	≥18, - 20%
	後中輪	1.850[-]	←		リヤ・オーバーハングm	2.120	← ≤ 2/3 (6.540 m)
室内又は 荷台の内 側の寸法	長さm	12.650	←		荷台オフセット m	2.865[4.225]	←
	幅 m	2.410	←		最小回転半径 m	-	※ 10.3[11.3] ≤12m
	高さm	2.320	←				
	前前軸重	1910[2840]	2050[2940]				
車両重量 kg	後前軸重	2230[-]	2150[-]				
	後中軸重	2230[-]	2150[-]				
	後後軸重	2230[5760]	2150[5560]				
	計	8600	8500				

車両総重量・軸重等の基準



隣接軸距	1.8m未満	1.8m以上	1.3m以上1.8m未満(1の車軸にかかる荷重が9.5t以下である場合)
隣接軸重	kg≤18 t	kg≤20t	16420kg≤19 t

能 力 強 度 等 検 討

制 動 能 力	踏 力 -N 60km/h	4.51 m/s ²	車 軸 強 度	-
	空気圧 650kPa		操縦装置強度	-
推進軸 回 転 数 強 度	-		緩衝装置強度	-
	-		制動装置強度	-
車 枠 強 度	$\sigma_b / \sigma = 490 / 86.311 \times 2.5 = 2.27 \geq 1.6$		連結装置強度	-
	$\sigma_y / \sigma = 325 / 86.311 \times 2.5 = 1.50 \geq 1.3$			

注1. 能力強度等検討欄は、該当しないものは-、省略したものは×を記入すること。

注2. 指示事項欄又は能力強度等検討欄は、必要に応じて指示欄又は項目を追加・削除することができる。

注3. 現車審査の際は、改造自動車審査結果通知書、外観図、改造部分詳細図及びその他特に指示された資料を提示すること。

注4. ※印は いすゞ KL-EXD52D3型トラクタと連結時の計算値を示す。

注5. 主要諸元表中[]内の数値は車軸リフト時(1軸使用時)の寸法を示す。(併記無し欄は共通)

第2号様式（裏面）（別添4の4.1. 関係）

改 造 等 の 概 要

目 的	<改造認可からの変更点> <ホイール> ・スチール製からアルミ製に変更する。 <最大積載量> ・ホイール変更に伴う車両重量の軽量化により最大積載量を変更する。 27400kg → 27500kg (車軸リフト時：6200kg → 6500kg)
車 枠 及 び 車 体	
原 動 機	
動力伝達装置	
走 行 装 置	
操 縦 装 置	
制 動 装 置	
緩 衝 装 置	
連 結 装 置	
燃 料 装 置	
電 気 装 置	

注1：変更のない事項については、斜線を記入又は網掛けを施すこと。

注2：届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）に基づく勧告、命令を受ける場合があります。（第57条の2、第63条の2、第63条の3 関係）

注3：自動車検査証の記載事項について変更が生じる場合は、当該事項の変更について道路運送車両法に基づく自動車検査証の記載事項の変更が必要となります。（第67条関係）

